

議第60号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例について

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年8月31日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地域再生法の改正に伴い固定資産税の特例を定めるため制定しようとする。

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第16項の認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載された同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域において適用する固定資産税の特例を定めることを目的とする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 市長は、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した同条第2号に規定する特別償却設備設置者に対して課する固定資産税について不均一課税を適用する。

2 当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税を、新たに課せられることとなった年度から3箇年度分に限り不均一課税とする。

(不均一課税の税率)

第3条 前条の規定により適用することとなる固定資産税の税率は、高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）第68条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業ごとに、当該各号の年度ごとに定める税率とする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業

- ア 初年度分 100分の0
- イ 第2年度分 100分の0.35
- ウ 第3年度分 100分の0.70

(2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業

- ア 初年度分 100分の0
- イ 第2年度分 100分の0.467
- ウ 第3年度分 100分の0.933

(申請書の提出)

第4条 前条の規定による不均一課税を受けようとする者は、毎年1月31日までに規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請を承認し、又は却下したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更事項の届出)

第5条 固定資産税の不均一課税を受けたもので、申請書の記載事項に変更があったときは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(不均一課税措置の取消又は停止)

第6条 市長は、固定資産税の不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その不均一課税の措置を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 市税を納期限までに完納しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により不均一課税を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他市長が特に不相当と認めたとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(高山市企業立地促進条例の一部改正)
- 2 高山市企業立地促進条例(平成18年高山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成金の不交付) 第7条 (略) 2・3 (略)	(助成金の不交付) 第7条 (略) 2・3 (略) <u>4 市長は、指定事業者が地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例(平成28年高山市条例第 号)第2条に規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の不均一課税を受けられると認めるときは、事業所等設置助成金のうち当該不均一課税を受けることにより減額される固定資産税相当額を交付しない。</u>